

春の全国交通安全運動

運動期間

平成30年4月6日(金) から 4月15日(日) までの10日間

運動の趣旨

県民一人一人に交通安全思想の高揚と交通弱者に対する保護意識の醸成を図るとともに、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

運動の重点

① 子供と高齢者の安全な通行の確保と 高齢運転者の交通事故防止



飛び出し・無理な横断は危険です！

② 自転車の安全利用の推進

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



④ 飲酒運転の根絶



飲酒運転は犯罪です！

スローガン

よくみせて ちいさなきみの おおきなて

